注射	薬品名	規格単位	薬価円
（え）			
エピペン注射液0.15mg		0.15mg 1筒	8,112
㊒ エピペン注射液0.3mg		0.3mg 1筒	10,950
（ふ）			
フィニバックス点滴静注用0.5ｇ		500mg 1瓶	1,617
フォリスチム注900ＩＵカートリッジ		900国際単位 1筒	49,971
（ヘ）			
ベクティビックス点滴静注400mg		400mg20mL 1瓶	287,773
（ま）			
マグセント注シリンジ40mL		40mL 1筒	1,596

○厚生労働省告示第三百二十五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

第十第一号中「及びテリパラチド製剤」を「、テリパラチド製剤及びアドレナリン製剤」に改める。

○厚生労働省告示第三百二十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月二十二日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第九中「テリパラチド製剤」を「テリパラチド製剤　アドレナリン製剤」に改める。

○農林水産省告示第千八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県多気郡多気町佐伯中字中天道三六六、三七二の一、三疋田字西別所七五四、七五五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中天道三六六・三七二の一・字西別所七五四・七五五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び多気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町阿曽字片山五三四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字片山五三四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道爾志郡乙部町字花磯六九の一地先・六九の四・六九の五・七〇の四（以上一筆地先三筆について次の図に示す部分に限る。）、六九の一、六九の六、六九の七、七〇の一、七一、七二、七三の一、七三の四、八〇の一、八〇の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県雲南市大東町篠淵字金谷真奥八二八、八三〇、八三二の一、八三二の二、字金谷奥八二九、字金谷奥南平八三二、字金谷真奥松右エ門屋敷八三六、字金谷久野コシ尻八三七の一、八三八、字金谷南平八三九の一、字真奥一一九七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金谷真奥八三〇、八三二の一、八三二の二、字金谷奥八二九、字金谷奥南平八三三、字金谷久野コシ尻八三七の一、字金谷南平八三九の一、字真奥一一九七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市東郷町藤川字倉谷二二六三の四、二二六四の一二、字花ノ木二三一〇の三、二三一〇の五、字津田川内二四八一の六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）